

ジュニアスポーツ育成の基本的考え方

1 対象

- 1) 指導者養成 小・中・高校生の指導者を対象とする。
- 2) ジュニア育成強化 小・中学生を対象とする。

2 事業内容

- 1) 選手強化と指導者の養成を図る事業であること。
- 2) ジュニア育成強化は、市内居住者が8割以上であること。
- 3) 選手の強化練習と大会または強化のための合宿等を事業主体とすること。
- 4) 開催場所は原則として江別市内であること。
(種目によっては道内でも可とするが道外は除く)
原則として以上の4点を満たすことが条件である。

3 助成費用の基準

助成する費用の基準は、次のとおりとするが、予算枠が決められていることから、調整することがある。

- 1) 謝 金
 - 講師謝金 制限を設けない
 - 審判謝金 市内外を問わず1回 2,000円以内
- 2) 消耗品費
 - 事業に要する消耗品等
- 3) 借上費
 - 会場使用料
 - 対象者の移動のための車両
- 4) 印刷費
 - 指導用パンフレット等の印刷

4 助成対象外の費用

- 1) 表彰費
- 2) 食糧費
- 3) 保険料
- 4) 備品費

5 配分基準

- 1) 前年度までの事業費及び助成額を参考とする。
- 2) 助成額の上限を3/4又は10万円とする。但し、事業助成の趣旨である市内事業開催の原則から、市外(道内に限る)開催の場合の上限は8万円とする。

6 その他

- ・ジュニア育成事業に参加する者は、スポーツ傷害保険に加入することを原則とする。
 - ・事業終了後は、速やかに事業完了報告書(収支決算書及び領収書写し添付)を提出する。なお、謝金領収書写しについては不要とする。
- ※但し、道外講師(旅費)、高額謝金の場合は領収書をもらうこと